

桶川市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、予算の範囲内において交付する桶川市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）に関し、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「実施要領」という。）及び補助金交付規程（昭和30年桶川市規程4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付の対象となるものは、市長から事業計画の認定を受けた実施要綱別紙1第2の2並びに別紙2第2の1及び2に規定する活動組織（以下「活動組織」という。）とする。

(交付金の種類及び交付対象経費)

第3条 交付金の種類及び交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとし、活動組織の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動に係る経費を対象とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、別表第2のとおりとし、同表に規定する交付単価に実施要綱別紙1第3及び別紙2第3に規定する対象農用地の面積を乗じて得た額の合計とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織は、桶川市多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、桶川市多面的機能支払交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした活動組織に通知するものとする。

（交付金額の変更）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた活動組織（以下「交付活動組織」という。）は、当該決定を受けた後において、事業計画の変更等により交付金の額を変更する必要があるときは、桶川市多面的機能支払交付金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、桶川市多面的機能支払交付金変更交付（不変更）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした交付活動組織に通知するものとする。

（概算払）

第8条 交付活動組織は、交付金の概算払を受けようとするときは、桶川市多面的機能支払交付金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付活動組織は、当該交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）が完了したときは、当該完了の日から起算して20日を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、桶川市多面的機能支払交付金実績報告書（様式第6号。次項において「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付活動組織は、前項に規定する場合を除くほか、交付決定事業を実施する各年度の3月31日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

（活動の廃止）

第10条 交付活動組織は、交付決定事業を廃止しようとする場合は、桶川市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第11条 市長は、実施要綱に定める交付金の返還事由が生じた場合又は前条に規定する廃止があった場合は、速やかにその活動組織に対して交付金を返還させるものとし、桶川市多面的機能支払交付金に係る返還通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた活動組織は、速やかに桶川市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（様式第9号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、桶川市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（様式第10号）により当該届出をした活動組織に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた活動組織は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

（交付金の清算）

第12条 市長は、実施要領第1の12（1）又は第2の13（1）に規定する清算に係る交付金の返還が生じたときは、桶川市多面的機能支払交付金の清算に係る通知書（様式第11号）により当該交付活動組織に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付活動組織は、桶川市多面的機能支払交付金に係る清算報告書（様式第12号）を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

（書類の整備）

第13条 交付活動組織は、交付決定事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保

管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付決定事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成27年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

交付金	交付の対象となる経費
農地維持支払交付金	実施要綱別紙 1 の第 4 に規定する農地維持活動に係る経費
資源向上支払交付金（共同活動）	実施要綱別紙 2 の第 4 の 1 に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動に係る経費
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	実施要綱別紙 2 の第 4 の 2 に規定する施設の長寿命化のための活動に係る経費

別表第 2（第 4 条関係）

交付の対象	地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動	田	3,000円
	畑	2,000円
	草地	250円
資源向上活動（共同活動） （注 1）（注 2）	田	2,400円（1,800円）
	畑	1,440円（1,080円）
	草地	240円（180円）
資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）	田	4,400円
	畑	2,000円
	草地	400円

（注 1）農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農地・水保全管理支払の共同活動を 5 年間以上実施した対象農用地並びに実施要綱別紙 2 の第 4 の 1 に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動及び実施要綱別紙 2 の第 4 の 2 に規定する施設の長寿命化のための活動に取り組む対象農用地については、交付単価に 0.75 を乗じた括弧内の単価とする。

（注 2）実施要綱別紙 2 の第 4 の 1 に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動における多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に 5/6 を乗じた額とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名

⑩

桶川市多面的機能支払交付金交付申請書

桶川市多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 農地維持支払交付金

申請金額 金 円

2 資源向上支払交付金（共同活動）

申請金額 金 円

3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

申請金額 金 円

添付書類： 年度多面的機能支払交付金事業実施計画書（別紙A）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

桶川市長



桶川市多面的機能支払交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度桶川市多面的機能支払交付金については、次のとおり決定したので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付します。

1 農地維持支払交付金

交付決定額 金 円

2 資源向上支払交付金（共同活動）

交付決定額 金 円

3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

交付決定額 金 円

不交付とします。

（理由）

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名

㊟

桶川市多面的機能支払交付金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった桶川市多面的機能支払交付金について、次のとおり変更したいので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

1 農地維持支払交付金

(1) 当初交付申請（決定）金額	金	円
変更後交付申請金額	金	円

2 資源向上支払交付金（共同活動）

(2) 当初交付申請（決定）金額	金	円
変更後交付申請金額	金	円

3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

(3) 当初交付申請（決定）金額	金	円
変更後交付申請金額	金	円

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

団 体 名

代表者氏名

様

桶川市長



桶川市多面的機能支払交付金変更交付（不変更）決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度桶川市多面的機能支払交付金については、次のとおり決定したので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

変更交付します。

1 変更後交付金額

(1) 農地維持支払交付金 金 円

変更前交付決定金額 金 円

(2) 資源向上支払交付金（共同活動）金 円

変更前交付決定金額 金 円

(3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

金 円

変更前交付決定金額 金 円

不変更とします。

（理由）

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名

㊟

桶川市多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった桶川市多面的機能支払交付金について、概算払によって交付を受けたいので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 農地維持支払交付金
金 円
- 2 資源向上支払交付金（共同活動）
金 円
- 3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
金 円

4 振込先

振込先金融機関	信用金庫 銀行 本店・支店 農業協同組合
種 目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名 ⑩

桶川市多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業
について、事業が完了（事業を実施）したので、桶川市多面的機能支払交
付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額

(1) 農地維持支払交付金 円

(2) 資源向上支払交付金（共同活動）
円

(3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
円

2 添付書類

(1) 活動記録

(2) 年度多面的機能支払交付金事業実績報告書（別紙A）

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名

⑩

桶川市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づき活動を廃止したいので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象となる事業計画

別添のとおり

2 活動を廃止する日

年 月 日

3 活動を廃止する理由

4 活動の廃止に伴う措置

桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第11条の規定により、交付金を返還します。

5 その他参考となる書類（添付書類）

(1) 総会における活動廃止の議決資料（写）

(2) 活動廃止理由の参考となる資料

様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

団体名
代表者氏名 様

桶川市長

印

桶川市多面的機能支払交付金に係る返還通知書

支払済みの桶川市多面的機能支払交付金について、次のとおり返還事項が確認されたので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

1 返還事項

2 返還金額

対象交付金	返還額	返還の対象となる期間
農地維持支払交付金	円	
資源向上支払交付金（共同活動）	円	
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動）	円	
計	円	

3 返還期日

年 月 日

4 交付金の返還方法に係る届出

桶川市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（様式第9号）を速やかに提出してください。

5 振込先

(1) 金融機関名

(2) 口座番号

※ 振込手数料については、交付金から充当できません（活動組織の自己負担となります。）。

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名

㊞

桶川市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった桶川市多面的機能支払交付金の返還については、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金 (共同活動)	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度桶川市多面的機能支払交付金の相殺により対応する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつけること。

2 返還期日（返還期日の延期を申し出る場合に記載すること。）

返還期日を、 年 月 日に延期願います。

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名

様

桶川市長

印

桶川市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書

年 月 日付けで届出のあった桶川市多面的機能支払交付金の返還方法等については、次のとおり承諾したので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

1 交付金の返還方法

項 目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金 (共同活動)	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)
組織の資金から返還する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年度桶川市多面的機能支払交付金の相殺により対応する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印をつけること。

2 返還期日（返還期日の延期の申出があった場合に記載すること。）

返還期日を、 年 月 日に延期します。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

第 年 月 日 号

団 体 名
代表者氏名 様

桶川市長

印

桶川市多面的機能支払交付金の清算に係る通知書

年 月 日付で提出のあった 年度桶川市多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、桶川市多面的機能支払交付金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

1 清算金額

交付金	清算金額
農地維持支払交付金	円
資源向上支払交付金（共同活動）	円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	円

2 返還期日

年 月 日

3 振込先

金融機関名

口座番号

※ 振込手数料については、交付金から充当できません（活動組織の自己負担となります。）。

4 新たな事業計画に基づく交付金への繰入れについて

翌年度に新たな事業計画の認定を受け活動を継続する場合は、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができます。

新たな事業計画に基づく交付金への繰入れを希望する場合は、その旨を届け出てください。

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

桶川市長

団 体 名

代表者氏名

㊟

桶川市多面的機能支払交付金に係る清算報告書

年 月 日付け 第 号で通知のあった桶川市多面的機能支払交付金の清算については、次のとおり報告します。

清算方法等

項 目	清算金額	清 算 方 法	
		返 還	新たな事業計画へ繰入れ
農地維持支払交付金	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払交付金（共同活動）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※該当する部分にレ印を付けること。